

別紙

1 用語の意義

この基準における用語の意義は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 解任命令

岡山県公安委員会が、法第 74 条の 3 第 6 項の規定により、自動車の使用者に対し、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の解任を命ずることをいう。

(2) 必要な権限

安全運転管理者が、法第 74 条の 3 第 2 項の業務を行うため必要となる事業所内の権限をいう。

2 解任命令を行う基準

解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うことを原則とする。

(1) 安全運転管理者等が法第 74 条の 3 第 1 項又は第 4 項の府令で定める要件（以下単に「要件」という。）を備えないこととなった場合

具体的には、

- ・ 安全運転管理者等が自ら酒気帯び運転等の違反行為をした場合
- ・ 30 歳未満で安全運転管理者に選任された者について、その後、当該事業所において副安全運転管理者が選任され、要件を備えないこととなった場合

等が該当する。

(2) 安全運転管理者が法第 74 条の 3 第 2 項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合

具体的には、

- ・ 安全運転管理者が、最高速度を超過する速度による運転をしなければ、目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、当該計画に従って、運転者に自動車を運転させたため、当該運転者が最高速度違反に起因する交通事故を起こした場合
- ・ 安全運転管理者が、必要な権限が与えられているにもかかわらず、夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置せず、運転者が過労による居眠り運転に起因する交通事故を起こした場合
- ・ 安全運転管理者が、運転後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認を日常的に実施せず、業務中の飲酒に対する抑止効果が失われたことにより、運転者が酒気帯び運転を行った場合

等が該当する。